

『東雅』での文献利用の傾向

尾 留 川 方 孝

一はじめに

本稿では、新井白石によって編纂された辞書『東雅』での、主張の根拠や具体例として引用されている文献の利用状況をたどり、『東雅』における白石の文献の利用の方法や認識にどのような傾向があつたのか考察する⁽¹⁾。首巻を含め全二十一巻のうち、本稿では首巻から巻五までを対象とする。

二『東雅』研究の近代的基礎および出典検証の必要性

新井白石による『東雅』は、成立後それほどたないうちから写本でひろまり、世に知られているものの、本格的に学問の対象とされるまでやや時間がかかった。近代には大槻如電により翻刻・活字化されたもの、十分な正確さを持っておらず、厳密な翻刻は二十世紀末になつてから、杉本つとむによりおこなわれた。さいわい『東雅』は自筆本が伝わっているので、伝本を集めて勘校し原本の姿を復元する必要はなく、自筆本の厳密な翻刻がそのまま研究の基礎となる。あわせて研究の大きな助けとなる詳細な索引も制作された。杉本つとむはまた、『東雅』の成立の年代や事情を、白石の手紙も用いて明らかにするとともに、先行研究の問題点を指摘している。『東雅』は、国語学では

異端視され敬遠されてきたとされるが、杉本つともによりようやく本格的研究の条件が整えられたといえるだろう⁽²⁾。出典研究は、『東雅』あるいは新井白石の学問的手法や態度と密接な関係があり、基礎的研究として重要であるものの、やはりこれまで十分に研究されてきたとはいがたい。松村明による岩波日本思想大系の校注は出典を多く明らかにしているものの、対象は首巻と卷一天文のみで、さらに不足もある。たとえば総論にある「吳の字、訛胡切、角次濁音をもてよぶべけれど」や「漢の字、虞汗切、羽次清音をもて呼ぶべけれど」は、ともに『古今韻会拳要』に依拠していると考えられるが、松村明はなにも指摘していない。

凡例によれば『東雅』は出典を明示する方針というものの、それをそのまま信頼することはできない。凡例の最後で「其書せし所を顧るに、耄言紛譯、援引失據すくなからず」と述べ、みずから読み返したうえで、引用文や典拠の提示が必ずしも正確ではなく不備があることを告白し、「業已に志倦、氣疲れぬ。たゞその太甚なるものを刪去きて、後者の改定を埃つ」と修正しきれなかつたと結ばれている。手紙でも「引用書二百部余も候べく候へども、そらに引たる事こゝかしこ覚へ損じ候を、大きな所は後に改め候事も少は有之たるに候が、皆は精力も無之」と同様のこととを述べている。

杉本つともは厳密な翻刻に加えて詳細な書名索引を制作しているが、それは『東雅』の文面に見える書名の索引であつて、実際に白石が見た書物とは限らない。杉本つともも、『和名抄』からの引用文の一部で、孫引きであることとが明白な書名も、実際に見たと考えられる書名と区別せずに載せていくと説明している。さらに出典が記されていない引用はまったく考慮されていない。杉本つともは「自分で原典などをしらべての研究」が必要であると述べるものとの、『東雅』の全体にわたる出典研究を公開するには至っていない。

ただ『東雅』の記述について、その典拠を断定することは容易ではない。用いた書物群が具体的に特定されていて、引用が一字一句変えずにおこなわれているならば、どの書物のどの部分からの引用か断定できるだろう。しかし『東雅』で用いた書物がそのまま残されているわけでもなく、また網羅的な目録が残されているわけでもないため、書誌学的な意味で利用された文献が具体的になにか特定はされていない。『古史通或問』上では「異端小説のごときに到

りては断じて是を採らず」⁽³⁾とすることと違い、『東雅』凡例では「野語小説の」ときも相参て證發すべきものをば、必ず其の所出を分注す」とするため、用いた可能性がある書物はかなりひろがる。さらに、典拠と『東雅』の文面が完全に一致することは限らないことは、首巻の総論に見える「世の人」の主張と、その典拠である『日本釈名』の文面が完全には一致しないことでも明らかである。こういうわけで、出典について断定できないことが多く、蓋然性が高いという程度にとどまらざるをえない。そうした条件下ではあるが、本稿ではいくつかの具体的な事例を示し、『東雅』での文献利用の傾向について考察する。

三 『正字通』の利用

イ 「声成文謂之音……」は『詩』の引用か

『東雅』首巻の総論は、白石の言語觀がよくあらわれている部分として注目され、また高く評価されてきた。その中で出典は記さず引用されている「聲成文謂之音……」という文は『詩』からの引用であると、すでに松村明が指摘している。杉本つとむはそのことを確認し、さらに「やや後の記述に同じくこの『詩經』のことばにのつとつて、〈言・詞〉の義をよくわきまえよ」というところで再び引用されている」とし、「『詩經』と『詩經』の註釈書などが白石に一つの方針を与えたことをしる」とみずから主張を述べたのち、『詩經』に言及しない加藤周一の主張を「やぶにらみ」の「性急」「短絡的」な結論で「〈総論〉を読んで無識に等しい暴論」であるとし、「自分で原典などをしらべての研究結果でない、観念的な発言は困る。むしろ、学問研究の眞の意味を崩壊させる危険性さえみられる」と言葉が続く⁽⁴⁾。自分で原典を調べる必要性をうつたえる杉本つとむの学問的誠実さと厳しさがうかがえる。

そこで原典を実際に調べてみると、『詩經（毛詩）』の大序のはじめにつぎの文が見つかる。

詩者志之所之也。在心為志、發言為詩、情動於中、而形於言、言之不足、故嗟歎之、嗟歎之不足、故永歌之、永
『東雅』での文献利用の傾向（尾川）

歌之不足、不知手之舞之、足之蹈之也。情發於声、声成文謂之音。治世之音、安以樂、其政和。乱世之音、怨以怒、其政乖。亡国之音、哀以思、其民困。

これと『東雅』の「聲成文謂之音。音發爲言、言之成文爲詞」という引用文とおぼしき文面を見くらべると、一致するのは「聲成文謂之音」だけで、後半の「音發爲言」以降の文は『詩經』にないことがすぐにわかる。すなわち杉本つとむが『詩經』に基づくとする「やや後の記述」には『詩經』と一致する文面はまったくない。また『詩經』大序の文脈は、詩が人々の心から生じてうたわれる所以で、國の中でうたわれる詩を聞けば、人々の心のうちがわかり政治の治亂がよくわかるというもので、為政者が詩に意識を向けるべきことを述べている。『東雅』の「言・詞」の義をよくわきまえよ」という内容とはまったくつながらない。つまり『東雅』と『詩經』で合致しているのは「声成文謂之音」の部分だけであり、合致しない部分の方が多い、脈絡もまったく異なっていて不審である。そこであらためて調べてみると、『正字通』の「詞」の項目につぎの文面が見つかる。

詞 〈斯時切、音辭。文也。告也。〉（中略）說文、音内而言外。在音之内、言之外也。声成文謂之音。此詞直音内之助声、不出于音。故曰音之内。直言曰言、一字曰言、此詞皆在句之外、故曰言之外、如楚辭魂兮歸來些。些亦詞也。按此、即徐氏傳、會說文之曲說。後人皆未加考正、不知音發爲言、言之成文爲詞。運而不相離、未可以内外岐之詞與兮些別非語助例也。許誤、徐強詰尤誤。……

ひと続きではないが『東雅』の文面にある「声成文謂之音」と「音發爲言、言之成文爲詞」が見える。文末の助字について、まず『說文』の文面を示したうえで、『楚辭』卷九招魂の「魂兮帰來」ではじまる文章の中で、句のおわりに繰り返し使われている「些」、および「魂兮」の「兮」を念頭に論じ、そもそも許慎の『說文』に誤りがあり、その中の徐鍇が『說文繫伝』で誤りを助長したと、話は展開されている。論じられている内容は、『東雅』で論じ

られている「言」と「詞」と同類である。たとえば『東雅』には、日本語の「ヒル（昼）」の「ヒ」は日の意味であり（これが「言」）、「ル」は独立した特有の意味は持たない「詞助」だという説明があり、この「詞助」こそ、『正字通』で説明されている「詞」に対応している。つまり『正字通』の「詞」は、文面と脈絡の両方において『東雅』と合致している。合致の程度からは、『東雅』の典拠は『詩經』であるとは到底考えられず、『正字通』こそが典拠であると考えられる。

ただ、杉本つとむは『正字通』が『東雅』でしばしば利用されていると指摘しているが、この部分については『詩經』大序が典拠と考えている。白石はかつて『詩經』の講義をしており、その際に『詩經』を読み込み、またそれに触発されて『万葉集』の研究が進められたという、人生史における重要な出来事があり、『詩經』やその研究から得た成果が『東雅』の根底にあることは間違いないとしても、そのことと個別具体的な引用文の出典は直接には関係がないのだから、『詩經』からの引用であると判断する根拠は別にあるに違いない。しかし根拠は具体的に述べられてはいない。述べられていない理由も不明である。

□ 「淀」の説明は西域伝によるのか

「淀」は独立した項目にはなっておらず、卷二地輿の河海にある「河」の項目の中で考察されている。そこでは「淀」の字もと西域傳に其水渟居といふ。渟の字と音同じといふ事あり。〈轉注古音〉と示してから考察を加えている。

この最後にある「轉注古音」について、杉本つとむの書名索引には見えない。杉本つとむはこれを、漢字の成り立ちの分類の六書の一つ「轉注」のことであり、なおかつその音が古い音であると説明したものと理解している。『東雅』がこの直前で、『文選』の江賦を引用して「澗と淀とは古字通す」とする『和名抄』の記述を引用しているので、そこに見える「古字」に關係づけて「古音」を捉えたのである。そして西域伝からの引用であると、文面通りに受け止めていることは、書名索引に「西域伝」が記されていることからわかる。

そこで『漢書』西域傳を見てみると、西域の地理的説明の中に一致する文面があるのだが、後半の「渟の字と音同

じ」と一致する文面は、本文にも顔師古の注にも見えない。『東雅』の文面からは「渟の字と音同じ」までが引用と考えられるので、疑問が残る。合致すると思われる「其水渟居」も『漢書』では「其水亭居」とあって、「渟」と「亭」の違いがあり、完全には一致していない。

ほかに『通雅』に「前西域傳、其水亭居」という一致する記述があり、さらにそこには「渟淀之音奠」ともある。『東雅』にある「渟の字と音同じ」と文面は異なるが、内容的には合致する。『通雅』ではこれらの文面を「転注略」の引用としている。

さらに探すと『正字通』に「淀〈蕩見切、音殿。淺水也。今北方防水艸之地、皆謂之淀。〉轉注古音曰、史記決河渟水放之海。前西域傳其水渟居。考工記奠水。亭奠卽淀字。渟淀之音奠。猶廷轉音定又轉爲殿也。」とある。ここには『東雅』の「渟の字と音同じ」と内容的に合致する「渟淀之音奠」という記述もあるし、『漢書』や『通雅』での引用文では「其水亭居」と「渟」の字であったところが、ここでは「其水渟居」と「渟」の字になつていて、『東雅』の文面と完全に一致する。さらにこれらを「転注古音」の引用としている。つまり『正字通』の文面は、『東雅』の割注にある文面と完全に合致する。

「転注古音」は書名とすべきである。『通雅』には出典を「転注略」とし、その引用として、『漢書』西域伝の引用をはさんで、直前に『史記』からの引用、直後に『周礼』考工記の引用と列記されているとともに、『正字通』にある「転注古音」からの引用部分と同じであるから、「転注古音」と「転注略」は同一の書物で、『転注古音略』のことと考えられる。ただ『転注古音略』を見ると、西域伝の引用は複数見られるものの、これらに合致する「渟」や「淀」に言及する文は見えない。そこで『史記』の引用、『漢書』西域伝の引用、周礼考工の引用と列挙されているものをあらためて探すと、『古今韻会摹要』に該当する記述が見える。『通雅』や『正字通』では「転注略」「転注古音」からの引用としているが、『古今韻会摹要』からの引用の誤りであつたのかもしれない。ともかく『転注古音略』を直接參照して『東雅』の文面が作られることもありえない。

ようするに、「淀」の字について、『東雅』の文面には「西域伝」「転注古音」という書名が見えるものの、それら

を直接用いたのではなく、『正字通』からの引用である可能性が高い。

ハ 「アハユキ」および「霞」の説明は『説文』によるのか

卷一天文の天象にある「雪」の項目では「アハユキ」についてもあわせて考察している。「沫雪」という表記を用いた『先代旧事紀』の記述からはじめ、和歌にも言及する。そして注では「説文に、霰稷雪也、言雪初作未成華、圓如稷粒也とみえたれば」と示し、これを踏まえて考察をさらに進めている。

この部分について、文面からは当然『説文』からの引用と思われるが、調べてみると、『説文解字』十一、雨に「霰（稷雪也。从雨散聲。稣甸切）」とある。『東雅』にある「霰稷雪也」とは一致する部分があるものの、続く「言雪初作未成華、圓如稷粒也」と合致する文面はない。ちなみに『説文解字繫伝』でも同様に合致しない部分が残る。『説文』あるいはその注釈のみに依拠して『東雅』の文面が構成されたとは考えづらい。

他を調べると『増韻』にほぼ一致する文面が見つかる。『増韻』卷四、三十二には「霰（先見切。説文、稷雪也。蓋雪初作未成花、圓如稷粒、撒而下曰霰。）」とあり、『説文』に書いてあるという部分もほぼ一致する。一致しないのは、『東雅』で「言」とあるところが、ここでは「蓋」となっている点だけで、『増韻』を見たが記憶に間違いがあったと考えられる程度の違いにとどまる。さらに調べると『正字通』にも同じような文面が見つかる。『正字通』雨、十二に「霰（先見切。音線。説文、稷雪也。言雪初作未成花、圓如稷粒也。重文从見作霑義同。……）」とあり、一致しないのは、『東雅』で「粒」とある文字が『正字通』では異体字の「粒」になっている点のみで、『正字通』を見たものの一般に用いられる字体を用いて異体字は用いなかつたという可能性がある。いずれにしても、白石は『説文』に依拠して『東雅』の文面を書いたのではないことはほぼ間違いないが、『増韻』か『正字通』を見たと思われるが、そのいずれとも断定はできない。

同様のことは、卷一天文の天象にある「霞」の項目に見える、『説文』の引用と思われる部分でも指摘できる。「霞」について、まず『和名抄』を引用し、続けて「説文に、雲日氣相薄とも見えて」と示して、考察を進めている。

そこでまず説文を調べると、『説文解字』卷十一下、文四十六、重十一、霞に「赤雲氣也。从雨段聲。胡加切。」とあり、「東雅」と一致しない。霞について「雲日氣相薄」と説明するものを探してみると、『集韻』卷三、平聲三、麻第九、霞「雲日氣相薄。通作蝦蟇。」と、『古今韻会拳要』卷七、平聲下、六、霞「雲日氣相薄。增韻日旁形雲通作蝦……」があり、さらに『正字通』卷三十六、雨「霞〈何麻切、音遐。説文、赤雲氣也。雲日氣相薄。增韻、日旁形雲、又朝霞日始出赤氣也。……」がある。

説明内容の「雲日氣相薄」は三つとも同じだが、『正字通』には注目すべきところがある。すなわち「雲日氣相薄」の直前に、『説文』の書名とともにその文面を引用している。『説文』の引用がどこまで続くか外形上は明確でなく、「雲日氣相薄」まで続いているという解釈も生じうる。『集韻』と『古今韻会拳要』からは、そのような解釈は生じえない。つまり『東雅』は『正字通』を見て、『説文』の引用部分が「雲日氣相薄」をも含むと誤解し、さらに『説文』の「赤雲氣也」という説明を省いて引用したと考えられる。『東雅』の文面が『説文』『集韻』『古今韻会拳要』から作られる可能性は極めて低い。

このように『東雅』の文面を見る限り、『説文』の引用で疑義がなさそうに思われるところでも、実際には『説文』だけを見て書くことが不可能な文面が散見される。「淀」の説明が、『東雅』の文面にある「西域伝」「転注古音」に依拠したのではなく直接には『正字通』に依拠したこととあわせ考えれば、『東雅』は白石が直接参照した文献名を示すという方針ではなく、直接目にした文献の内容を信じて、そこで根拠としてあげられる最も古いもしくは最も權威がある書名を示すという傾向が明確に見られる。

四 『糺日本紀』をめぐつて

イ 『糺日本紀』の「私記」

『東雅』で、信頼できる国史についての「先儒の訓釈」や「先達の訓釈」として参考にされるものに「私記」がある。

これは、古く平安時代初期（一説には奈良時代）から平安時代中期にかけておこなわれた日本書紀講筵に関連して書かれた講義ノートというべきもので、のち『日本書紀私記』や『日本紀私記』などと呼ばれるようになる。ただそれらは散逸し、白石の時代には、当初の姿から変形した状態の零本が伝わるのみとなっていた。白石が『日本書紀私記』を一部分であるが見ていたことは、『古史通或問』の記述から知られる。「私記」は単独で伝えられるもののほかに、時代の下る『釈日本紀』もそれらの内容を集成している。

『東雅』では『日本書紀』に言及したあとで「私記」ではこのようにあると、さらなる説明をすることがしばしばある。当然『日本書紀私記』からの引用であると、まずは考えられるが、現存のものと見くらべてみると合致しないものが多く⁽⁵⁾、さらに調べると、ほとんどの場合『釈日本紀』に見える「私記」の引用文と一致する。

具体例をあげる。卷二地輿の山沢にある「杜」の項目で、「日本紀には湯津杜木とみえて、此にカヅラといふと注せられけり。私記には杜字は桂字を誤れりといひけり」とある。前半部分は『日本書紀』卷二神代下第九段本文の「湯津杜木之杪。〈杜木、此云可豆邏也。〉」と一致するが、「私記」以下と一致するものは現存『日本書紀私記』にはない。『釈日本紀』卷八、述義四、神代下、湯津杜木の項目のつぎの文面と一致する。

私記曰、惟良大夫問云、杜當作桂字之誤歟。師說不許。公望私記云、案、先代舊事本紀第三云々。居於天稚彥門之湯津楓木之杪云々。以之案之、杜與桂相近。可爲誤也。杜字都無加津良之訓也⁽⁶⁾。

ほかにも、卷二地輿の山沢にある「澤」の項目には「私記に多の字を讀てサハとし、古者謂衆多爲左波と見えたり」とあり、『釈日本紀』卷十六、秘訓一、神代上、多請の項目に「私記曰、問、多字讀左波、又讀於保之如何。答、一部之内皆云左波。古者謂衆多爲左波。又於保之、義同耳。」と、合致する文面が確かにある。

さらに卷四神祇の神鬼にある「神」の項目では、神の尊称に「ムチ」や「尊」「命」がつくことについて、「舊事紀」には、日神の御名を大日靈貴とするされ、日本紀またこれによられしを、私記には、古者謂尊貴者、爲武智、自餘諸

神、或謂之尊、或謂之命、日神是諸神之最貴也。故云武智などしるせり」とする。これは『釈日本紀』卷十六、秘訓一、神代上、大日靈貴の項目にある「私記曰、問、読貴字云武智、其意如何。答、蓋古者謂尊貴者為武智歟。自餘諸神、或謂之尊、或之命。今天照大神、是諸神之最貴也。故云武智。」と合致する。ともに現存『日本書紀私記』には合致する文面が見えない。

つまり『東雅』に「私記」の引用と記される部分は、『日本書紀私記』から直接引用したのではなく、『釈日本紀』からの孫引きが大部分を占める。先述の漢籍の利用で、『正字通』などを参照しながら、出典をそこに記されていた「西域伝」「転注古音」「説文」などとしたことと同様に、ここでも白石自身が直接見た書名を典拠としてあげるのでなく、遡つて行き着く根源を示そうという傾向がうかがえる⁽⁷⁾。ただし白石が現存の『日本書紀私記』とは違う広本というべきものを見ていた可能性も否定しきれないので、断定まではできない。

口 『釈日本紀』ではない「私記」

卷一天文の天象にある「雪」の項目で「アハユキ」を説明する中に「倭名鈔に沫雪の字をしるし、讀てアハユキといひ、日本紀を引て、其弱如水沫と注せり。〈これ私記の説也。〉釋日本紀にも、師説を引て釋せし所、亦これに同じ」とある。

まず『和名抄』を調べてみると、二十巻本『和名抄』天部第一、風雪類第三、沫雪「日本紀云沫雪〈阿和由岐〉其弱如水沫」とある。表記に違いがあるものの実質は『東雅』と一致している。割注の「これ私記の説也」は、そこまでの説明が「私記」からの引用文であることを明記していると、形式からは考えられるが、そもそも『和名抄』の説明を引用していることと考え合わせると不審である。

現存『日本書紀私記』を見てみると、「私記の説」とする内容と一致する文面は見つからない。つぎに考えられるのは『釈日本紀』所載の「私記」の可能性だが、『東雅』のこの割注のすぐあとには「釈日本紀にも……これに同じ」と続く。「私記の説」と『釈日本紀』の説明を比較して、両者が同じであるという判断をしているのだから両者は別々

のものに違ひなく、直前の「私記の説」が『积日本紀』からの引用文とは考えづらい。

二十巻本『和名抄』に「日本紀云」とあるので、あらためて『日本書紀』を見ると、『日本書紀』卷一第六段本文に「蹈堅庭而陷股。若沫雪以蹴散。〈蹴散。此云俱穢簸遷箇須。〉奮稜威之雄詰。〈雄詰。此云鳥多稽眉。〉」とある。二十巻本『和名抄』の説明と一致するのは「沫雪」のみで、その読み方を示す自注もなく、さらに「其弱如水沫」に合致する文面も見えない。ということは『和名抄』の「日本紀云」は「沫雪」のみを指して、それよりあととの読み方や「其弱如水沫」という説明は『日本書紀』の引用ではなく、「和名抄」が加えた説明ということになる。『東雅』で「日本紀を引て、其弱如水沫と注せり」としたのは、二十巻本『和名抄』にある「日本紀」の引用がどこまで統しているのか誤解して書いたものである。もしも『日本書紀』を直接調べて検証したならば、誤りであることに気付くだろう。

ここで注目すべき文面が十巻本『和名抄』にある。二十巻本と異なり、十巻本には「沫雪」の項目がないものの、雪の項目に「日本紀私記云、沫雪阿和由岐、其弱如水沫、故云沫雪也。」とある。二十巻本の沫雪の項目にある説明と実質は同じではあるものの、根拠を二十巻本で「日本紀」としていたが、十巻本では「日本紀私記」としている。こうしたことから、はじめ二十巻本に基づいて記したものの、「其弱如水沫」という内容は『日本書紀』にないことにあとから気付き、最小限の修正ですまそうと『東雅』の文面はそのままに、十巻本を手に取り、その雪の項目にある「日本紀私記」という記述に基づいて「これ私記の説也」と割注を加えたという可能性が考えられる。直接的証拠はなく、またいささか錯綜しているが、首巻の凡例で「耄言紛謬、援引失據すくなからず」というものの「太甚なるものを刪去」して成立したと記される『東雅』の文面には、以上のような過程があつたと考へるほかない。

そう考へるならば『東雅』がこのすぐあとで、『积日本紀』にある師説の説明と比較して、両者は同じであるとすることも不自然ではない。十巻本『和名抄』も『积日本紀』で引用される「私記」と同一のものを根拠とした可能性があるものの、白石が『和名抄』と『积日本紀』を見ていたとすれば、両者を別々のものとしたうえで、比較し検証しようとするることは不自然ではない。

『東雅』で「私記」と記されるものの多くは『釈日本紀』所載のものだが、『和名抄』所載のものと考えられる場合があることを示した。ただこの場合でも、白石が直接目に入れた書名を記す方針ではなく、それらに見える信頼すべき書名をあげる傾向があることは同様である。

ハ なぜ仁徳天皇の歌に対して「釈」が引かれるのか

卷二地輿の土石にある「石」の項目では、「石」は「イシ」と読むとし、さらに続けて説明し、関連性がある「細石」に言及し、最後に石のことをむかしは「クリ」あるいは「イクリ」と読んでいたことに言及する。この最後の部分では、まず仙覚『万葉集註釈』から「クリ」といったことと、それが山陰地方の言葉であると示し、つぎに天皇の歌に言及する。すなわち「仁徳天皇の御歌に、イクリといふ事のあるを、釋にはクリは石をいふ也、イとは助語也とみえしかば」と示して、それから自身の見解へとつなげている。この文は注意が必要である。

「イクリ」を含む歌を探してみると『日本書紀』から万葉仮名で記された

訶羅怒鳥、之褒珥榔枳、之餓阿摩離、虛等珥菟句離、訶枳譬句榔、由羅能斗能、斗那訶能異句離珥、敷例多菟、
那豆能紀能紀、佐榔佐榔。

という歌が見つかる。「イクリ」は「異句離」と表記されている。ただこれは『日本書紀』卷十応神天皇三一年八月条に載せられ、応神天皇の歌とされており、仁徳天皇の歌とする『東雅』と一致しない。
「釋には……」と続くので、『釈日本紀』を調べてみると、和歌を取り上げ注釈するなかに「異句離珥」〈異句離水之深所也。句離謂石也。異助語也。〉⁽⁸⁾とある。『日本書紀』所載の歌を、語句ごとに区切り、それぞれに注釈を加えるという形式で、「異句離珥」という語句の直後につけられた注釈に、漢文か否かという表記上の違いはあるが、『東雅』と内容的には合致するものが見える。ただやはり歌は応神天皇のものとされる。

『日本書紀』で応神天皇のものとするこの歌は、表記に異同があるものの、『古事記』にも仁徳天皇の歌として載せられている。『東雅』では仁徳天皇の歌とすることから、『古事記』の歌に言及していると考えられるも、そうした場合、直後に「釋には……」と『日本書紀』の注釈書である『釈日本紀』の記述を引用するのは不審である。

こうした疑問は度会延佳『鼈頭古事記』により氷解する。これには当然、件の歌が仁徳天皇のものとして載せられ、なおかつその鼈頭の注釈には「萬葉集云、辛乃埼有伊久里尔曾、深海松生流。釋日本紀云、勾離謂石也。異助語也。」とある。ここに見える『釈日本紀』からの引用部分は『東雅』と内容的にピタリと合致する。『釈日本紀』は『古事記』の注釈ではないが、『鼈頭古事記』に依拠したのであれば、『古事記』の内容をあげつつ、なんの説明もなく応神天皇の歌の注釈である『釈日本紀』に言及したことも納得できる。『東雅』の文面は『鼈頭古事記』に依拠した可能性が高いと指摘できる。白石が直接見た書名を記すのではなく、そこに見える信頼できる書名を記すという傾向は、ここで見られる。

五 読み方をめぐって

イ 『釈日本紀』に基づく解釈と読み方

古い時代の大和言葉を考察するうえで歌は重要である。『東雅』での歌の用い方には興味深い特徴がある。すでに松村明が言及しているが、ここであらためて取り上げる。

卷一天文の歳時にある「朝・暮」の項目では、まず「朝」の字に「アサ」という大和言葉があてられているとしたあとで、「アサ」という言葉は開けるという意味だとして、「日本紀釋に、開の字讀てアサといふなり」と根拠を示す。『釈日本紀』で「開」という文字を「アサ」と読んでいるというわけだが、そうした記述は見つからない。しかしさらに探すと、『釈日本紀』に見える崇神天皇の歌の注釈につきのような記述が見つかる。

「宇磨佐開 〈ヘ甘美酒也。ヘ言旨酒。〉瀬和能等能々 〈三輪殿也。言大神社之神殿。〉阿佐妬珥毛 〈朝戸也。又説、開戸也。〉伊弟氏由介那 〈出行也。〉瀬和能等能渡塙 〈三輪殿戸也。〉」⁽⁹⁾

このなかの「阿佐妬珥毛」という語句に対し、「朝戸也。又説、開戸也。」と注釈している部分の後半を捉えて、「東雅」では「開の字讀てアサといふ」と解釈しているのである。『积日本紀』は、『日本書紀』で歌として記される万葉仮名により発音のみが記されている大和言葉（在来日本語）を取り上げ、どのような意味なのかを明らかにするべく、いろいろな可能性の中から漢字によって一つの解釈を示している。すなわち大和言葉の「アサ」を開くという意味だと解釈したのであって、「開」の字を「アサ」と読んだわけではないのだが、「東雅」では両者に対応関係があるとして、逆転させている。

同様の態度はほかにある。卷一天文の歳時にある「昼・夜」の項目で、夜に関連して「宵」の字を用いる「ヨヒ」という言葉を説明する中で、「ヒ」は間という意味があると述べて、「日本紀に、石間の字讀てイハヒといふ」と注釈し、根拠もしくは具体例としている。『日本書紀』の流布刊本を探すと、神武天皇の即位前紀戊午年十月癸巳朔条に載せる歌の中の「異波比」に対し、読み仮名と同様の形式で「石間也」と書き添えた箇所が見つかる。『积日本紀』でも同様に「異波比 〈石間也。〉」⁽¹⁰⁾と注釈されている。大和言葉の「イハヒ」の意味を「石間」と解釈しているものに基づき、「東雅」では「石間」という字を「イハヒ」と読む例として、逆転させている。

さらに卷一天文の歳時にある「古・今」の項目でも同様のものが見える。『東雅』に「今イマ、古語にはウマともいひけり 〈日本紀に。〉」とあるので、『日本書紀』を探してみると、「今」という字はしばしば見えるものの、少なくとも流布刊本では読み仮名は付けられていない。『积日本紀』で、仁德天皇の時代の歌を注釈する中に「于磨臂苦能（今人也。私記曰、師説于磨猶言今也。）」⁽¹¹⁾とあり、また繼体天皇の時代の歌の中に「于魔（今也。又甘也。褒美物之詞也。）」⁽¹²⁾とある。万葉仮名で発音が記される『日本書紀』の歌の中で「于磨」「于魔」と表記される大和言葉が、漢字の「今」に相当する意味であると注釈しているのであって、「今」という字を「ウマ」と読んでいるわけではない。

白石が見たであろう典拠では、漢字に対し読み方が示されているのではなく、万葉仮名で記される大和言葉に対してその意味を漢字によつて注釈しているので、『東雅』の記述はいずれも反転しているということになる。このように記すのは、『釈日本紀』の解釈する意味がまず心の中にある、それを歌にし万葉仮名で記録されたと考へるからで、『釈日本紀』とは別の解釈の可能性を考慮していない。『釈日本紀』にある解釈を、全面的に信頼していることにはならない。

『東雅』は首巻の総論で、言葉は時代により変化し、地域によつても違ひがあり、その異同を理解することが、言葉の理解の基礎になると主張している。それにもかかわらず、個別具体的な文献の利用の実際では、『日本書紀』とその五百年ほどのちの『釈日本紀』のあいだに差異がある可能性を考慮しているようには見えない。白石は、『日本書紀』と『釈日本紀』やそこに収められた「私記」を、同列に扱つてはいない。白石が見えた『東雅』では、『日本書紀』などにある漢字の読み仮名について、その成立時からあつた自注と、後世に順次付された傍訓を、信頼性において明確に異なるものとしては扱つてはいない。傍訓を自注と同様に信頼している。

たとえば、卷一天文の天象にある「雷」の項目では、「嚴」の読み方について、「先代旧事紀」から「イヅ」、『日本書紀』から「イカシ」を、同じようにあげている。『東雅』の文面からは具体的にどこを根拠にしているか明確ではないが、たとえば『日本書紀』舒明天皇即位前紀「亦大臣所遣群卿者、從來如嚴矛（嚴矛、此云伊箇之保虛。）取中事而奏請等也」などが該当する。『日本書紀』の成立時からあつたとされる自注で、「イカシ」と読むことが万葉仮名で記されている。『先代旧事紀』でも神祇本紀に見える「復令天日一箇神、為造雜刀斧及鐵鐸者（謂佐那岐）」「復伐打大峠少峠之材、而造瑞殿（古語、美豆乃美阿良可）」などのように、神名の直後に異名を記す自注以外にも、漢字の読み方を示す自注があるが、「嚴」を「イヅ」と読むとする自注はない。だから『先代旧事本紀』皇孫本紀「天孫惡之、是夜自祈而寢。夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、以造天平笠八十枚、並造嚴笠而敬祭天神地祇、亦為嚴呪

咀。如此則虜自平伏矣。」とある部分で、『鼈頭旧事紀』が「嚴筮」に「イヅヘ」、「嚴呪咀」に「イヅノカジリ」と傍訓を付していることなどを、『東雅』は取り上げていると考えられる。そして『東雅』の文面上では、自注と傍訓の違いを記すことがない。

傍訓のみを根拠にしたと考えられるものが多くある。たとえば卷一天文の天象の中にある「風」の項目では「舊事紀に、速飄・疾風等の字を用ひて、ハヤチとは讀れし也」とある。これに該当するのはまず『先代旧事本紀』天神本紀の「于時天稚彦妻下照姫哭聲、與風響到天。爰在天天稚彦父天津國玉神及妻子、聞其哭聲則知天稚彦亡、則疾風飄舉到天。即造喪屋。」の部分で、『鼈頭旧事紀』では「疾風」に「ハヤチ」と読み方を記す⁽¹³⁾。また天孫本紀の

而不復上天之時、高皇產靈尊詔速飄神曰、我神御子饒速日尊所使於葦原中國、而有疑恠思耶。故汝能降可復白矣。于時速飄命奉敕降來、當見神殯去坐矣。即返上復命云、神御子者、既神殯去亡坐矣。高皇產靈尊以為哀泣、即使速飄命以命將上於天上、處其神屍骸。日七夜七、以為遊樂哀泣哭、於天上斂竟矣。

では、三箇所ある「速飄」の語にいづれも「ハヤチ」と傍訓が付される。読み方の根拠は傍訓のほかにはない。ちなみに寛永刊本などでは「ハヤチノカセ」とあるので、見くらべて異同に気付いて傍訓の信頼性を検証する機会となつた可能性もあるが、『東雅』は読み方の異同については言及していない。

『先代旧事本紀』には「ハヤチ」と読むことを示す自注はなく、またこれに相当する『日本書紀』の記述でも読み方を示す自注もないでの記憶違いから『日本書紀』の自注を『先代旧事本紀』のそれと誤った可能性もなく、したがつて『東雅』は『先代旧事本紀』の傍訓に依拠していると考えるほかない。

また卷二地輿の田園にある「田」の項目では「舊事紀・日本紀等に素戔烏神、日神の御田の渠填られしといふ事を、廢渠埋溝の字をしるされ、四字引合せて、ミゾウメと讀む也」とある。該当するであろう箇所を見てみると、まず『日本書紀』では七段一書第三に「春則廢渠槽、及埋溝毀畔。」とあり、『古語拾遺』では「毀畔〈古語、阿波那知〉埋溝

〈古語、美曾宇美〉放樋〈古語、斐波那知〉重播〈古語、志伎麻伎〉とあり、『古事記』上でも「又離田之阿埋溝者、地矣阿多良斯登許會」などとあり、いざれも「廢渠埋溝」の四文字の語句はない。結局『先代旧事紀』の神祇本紀に「春則重播種子、且毀其畔插籤、放通廢渠埋溝也。」とあるところにだけ「廢渠埋溝」の四文字の語句が見られる。そして「廢渠埋溝」の四文字を「ミヅウメ」とする読み方は、『先代旧事紀』の寛永二十一年刊本の傍訓と一致する。しかし『鼈頭旧事紀』では「ミヅハナチミヅウメ」と読んでおり一致しない。『東雅』は『鼈頭旧事紀』を見ていたことは確実なので、「廢渠埋溝」の四文字を「ミヅウメ」とする読み方と見くらべ異同があることに気付く可能性はあつたが、そのことには言及がない。

「速飄」を「ハヤチ」と読むことにして、「廢渠埋溝」の四文字を「ミヅウメ」と読むことにして、その読み方に異同があることを知る機会があつたにもかかわらず、『東雅』ではどれが正しくどれが誤りかなどを確認・検証することもせず、言及することすらなく、ただ読み方の一つを記した。このことの根底には、傍訓に対する白石自身の特徴的な認識があつたと考えられる。

白石は『先代旧事本紀』や『日本書紀』から『日本書紀私記』さらには『釈日本紀』までを一体のものとして扱っている。『古史通或問』の最後では、日本書紀講筵の記録とされるものは、日本書紀の編纂時には文字化されなかつたものの、そのときから内容が伝承され講筵の機会に文字化されたのであって、伝承された内容がないのに講筵で自説を主張するはずはないとする。また『釈日本紀』は時代が下つてから成立したが、日本書紀講筵の私記を集成するその内容は、古い時代から受け継がれたもので信頼ができるとする⁽¹⁴⁾。ここまで論じてきた『東雅』での個別具体的な歌の解釈や私記の利用でも、同様の認識があることが確認できる。

近世に流布した刊本に加えられた読み仮名（傍訓）は、『日本書紀私記』やそれを集成した『釈日本紀』と多く一致することから、根拠はそれらにあつたと考えたであろうことは、容易に想像される。このことから白石は、『日本書紀』に付される傍訓は『日本書紀私記』や『釈日本紀』に準じる性質のものと考え、それらとさほど変わらない信赖を傍訓にまで及ぼしていたのである。『日本書紀』に付された傍訓に、たとえ異同があることを認識していたとし

ても、当否を論じたり検証することなく、適宜選び用いることは、ちょうど『先代旧事本紀』や『日本書紀』本文および一書、さらには『古事記』などに異同があるものの、いずれも信頼できるものとみなし、正誤の判断は基本的にせず、これらを見くらべて目的にかなうものをその都度選び用いるのと同じ態度である。つまるところ白石は、『先代旧事本紀』や『日本書紀』に付される傍訓について、『积日本紀』や自注と変わらず、本文なみに信頼し尊重していたと考えられるのである。

ハ 「仮字づかいへの無関心か無知」の理由

杉本つとむは、「東雅」が「音韻の学の大切さに十分気をつかっていながら、それと連動するはずの仮字づかいにはほとんど無関心か無知である」と、問題点を指摘している。具体的には、卷五人倫の親族にある「人」の項目から、「童女」を「ヲトメ」とし、また「オトメ」としていることなどから、「ヲ」と「オ」の混用を指摘する。そして「周知のように、ヲミナは少女でオミナは老女を意味する。白石は混用どころか、文字は音韻をあらわし、その一定の配列が語をあらわすなど、なぜ考え及ばないのか奇怪である」という。そして村田春海『仮字大意抄』が早くから批判していることにも言及する。

しかしこれは仮名遣いのみの問題ではない。

根拠として引用している傍訓を調べてみると、漢字表記が同じでありながら、異なる傍訓が記されている箇所が見つかる。杉本つとむが言及している卷五人倫の親族にある「人」の項目で考察される「老父」「老嫗」は、たとえば神武紀のつぎの部分に見える。

天皇既以夢辭爲吉兆。及聞弟猾之言。益喜於懷。乃使稚根津彦著弊衣服及蓑笠。爲老父貌。又使弟猾被箕。爲老嫗貌。而勅之曰。宜汝二人到天香山。潛取其巔土而可來旋矣。基業成否。當以汝爲占。努力慎歟。是時虜兵滿路。難以往還。時稚根津彦乃祈之曰。我皇當能定此國者。行路自通。如不能者。賊必防禦。言訖徑去。時羣虜見二人。

大咲之曰。大醜乎。（大醜。此云鞅奈瀬爾勾。） 老父老嫗。則相與闢道使行。二人得至其山。取土來歸⁽¹⁵⁾。

流布刊本ではこの中に見える「老父」に「ヲキナ」、「老嫗」に「オムナ」、「老父老嫗」に「ヲキナヲムナ」と、それぞれ傍訓が付されている。一方、『先代旧事本紀』皇孫本紀にこれとほぼ同文があり、『鼈頭旧事紀』では、「老父」には「オキナ」と、「老嫗」には「オフナ」、「老父老嫗」には「オキナオフナ」と、それぞれに傍訓が付されている。『日本書紀』の傍訓を信頼し、『先代旧事紀』の傍訓も同じ程度信頼をしているのだから、「老父」は「ヲキナ」とも「オキナ」とも読み、両者は互いに通じ、「老嫗」も「ヲムナ」でも「オフナ」でも、いずれに読んでもよく、互に通じると理解するしかない。古くから伝わる信用すべき文献であると白石が考えていたものの表記を、傍訓を含めて尊重したうえで、整合的に理解しようとした結果、「ヲ」と「オ」の混用と指摘されるような事態になつたのである。

さらに、漢字による表記が同じでありながら、そこにあてられる大和言葉の仮名遣いに違いがあることを、白石がただちに誤りとは考えなかつたことは、根底にある言語観にも由来する。

言葉の違いについて、総論で、日本と中国の異同を中国国内の齊や魯の異同と重ね合わせ「世の人、彼によりて此を非とし、概して乖異・訛謬也といふがごときは、通達之論にはあらず。」と批判しており、異同がある場合にどちらが正しく他が間違いであるとは考えない。白石は『東雅』で、異なることを事実として受け止めて、異同を理解する「通達之論」を目指すことを基本方針としている。

それから総論において、音が転化することについて、「古今之言、其聲音の轉ぜし、殊に多かり。」とし、音の転化は「極めてひひ難かり」といい、法則による把握が困難であるとしつつも、具体的に説明している。たとえば「五方の音、同じからざるによりて、轉ぜしとみえしあり」「かれをばよくいひ得ぬれど、これをばよくいひ得ざるあり。これをばよくいひ得ぬれど、かれをばよくいひ得ざるあり」と説明する。そして「これら轉じていふに、意あるにはあらねども、その自ら轉ぜし、かくのごとし。」と、転化に意図はないと述べる。すなわち社会や地域の違いにより、ヨコヨコ

同じ言葉を発音するつもりなのに意図せず音が転化してしまうだけで、言葉としては同一であると白石は考へてゐる。総論ではまた、そうした言葉を具体的にあげてゐる。「ヨシ」「ヨキ」「ヨカ」などが地域差があるものの、同一の言葉としている。また「キリ」は「クロ」の転声ともいうが、これは仙覚『万葉集註釈』で「カラ」「キリ」「クル」「ケレ」「コロ」などは「ミナオナシコトハ也」とするのを受けてゐる。発音が転化したものを「オナシコトハ」とする発想は、先行する解釈を継承したものである。

こうしたことを考え合わせるならば、「ヲキナ」と「オキナ」も発音に違いがあるが本質において同一の言葉であり、「ヲムナ」と「オフナ」も同様に同一の言葉と捉えたと考へられる。同一の言葉でありながら、具体的表現・表記に「ヨシ」「ヨキ」「ヨカ」という複数のものがあると考へたことと同列に、「ヲキナ」と「オキナ」も同一の言葉の異なる表現・表記だと、白石は考へてゐる。同じ言葉でも転化により具体的なあらわれに差が生じると捉えてゐるから、結果として「仮字づかいにはほとんど無関心か無知」であるよう映るのである。

ほかにも杉本つとむは、白石が「イハ」と「イワ」を区別していないことを「ハもワもおかまいなしである」と批判するが、『東雅』には巻六の綿の項目「古語にはハといひワといふ事、相通せしと萬葉集抄にも見えたり」や巻十三の粟・黍の項目で「ハとワとは通はしてかく事、萬葉集抄にも見えたり」、さらには巻十三の稻の項目の「ハといひワといふは轉語也」など、表記は複数あるが本質的には一つの言葉であるという認識をもつて論じてゐる。「ハ」と「ワ」を区別しないことは「仮字づかいにはほとんど無関心か無知」だったからではなく、根底にある言語観の必然的帰結なのである。

もし『東雅』の仮名遣いを批判するならば、地域の違いなどにより、同一の言葉が転化して異なる具体的な表現になるという考え方や、『日本書紀』や『先代旧事本紀』の傍訓を本文と同様に信頼するという根底にある態度こそが、その対象とされるべきである。『日本書紀』『日本書紀私記』『釈日本紀』、さらにはそれらに基づき刊本に付された傍訓について、それぞれ時代は異なるとは認識しないで、質的に大きな違いがない一括りにできる時代と考え、本文と傍訓を同様に信頼したことこそ、仮名遣いの問題を引き起こした本当の原因である。『東雅』が「仮字づかいにはほ

とんど無関心か無知」であることは、『釈日本紀』に見える議論をそのまま信用し『日本書紀』が『先代旧事本紀』に基づき編纂されたと考えていたことと、同根である。

六 まとめ

本稿では、東雅の文献利用の傾向や性格について、範囲を首巻から巻五に限り、特徴的な箇所を取り上げ以下のように考察した。

典拠について丁寧に確認することにより、まず典拠が明示されない引用文に、『正字通』に依拠したものがあることを示した。それから『東雅』で『説文』や『漢書』西域伝や『転注古音略』を出典として示している部分に関して、それらを直接の出典としたのであれば『東雅』の文面は構成されず、実際には『正字通』などに載せられた引用文を利用した可能性が高いことを明らかにした。

同様のことは『日本書紀』を注釈する「私記」についても当てはまり、當時伝存していた『日本書紀私記』の逸文を直接見たのではなく、『釈日本紀』や『和名抄』を見て、そこに「私記」として引用される、より古い時代にさかのぼる文を利用したと考えられる。また仁徳天皇のものとする歌についての出典を『釈日本紀』と記す注釈も、実際には『鼈頭古事記』の頭注に引用される文に依拠したと考えられることを明らかにした。

こうしたことから『東雅』に明示される出典について、必ずしも白石が実際に直接見た書名を記すのではなく、そこに載せられる最も古いあるいは最も権威がある文献からの引用文を、その書名もあわせて記し利用する傾向があることを明らかにした。いわゆる孫引きが少なからずあるのは、そのためである。

それから『東雅』では、『日本書紀』や『先代旧事本紀』に付される傍訓について、その本文に準じるほど信頼していることも示した。『東雅』は、言葉は時代や地域の違いによりおのずと異同があるとするものの、『日本書紀』本文および自注と傍訓に性質や信頼性の違いがあるようには扱っていない。『日本書紀』や『古事記』の成立と傍訓の

成立の間には時代の質的な隔たりがあるとは考えていないと指摘できる。こうした傍説への高い信頼こそが、『東雅』に「仮字づかいにはほとんど無関心か無知」と批判される文面を作り出した。

本稿では扱えなかつた『東雅』の残る巻は、今回考察した部分とは性質の異なる事項が記されるため、利用される具体的な文献も異なる。たとえば巻五まででは例外的にしか利用されなかつた『本草綱目』などが、草木について記す巻十五・十六では当然多く用いられている。文献の利用の傾向にある程度の違いもあるだろう。つぎの機会に、残る巻について考察したい。

注

- (1) 古典籍は以下のテキストを用いた。白石が見た可能性はないが便宜的に用いたものもある。『東雅』(自筆本)、『鼈頭旧事紀』(延宝六年刊本)、『鼈頭古事記』(貞享四年後印刊本)、『古語拾遺』(元禄九年本の文久二年印刊本)、『积日本紀』(紅葉山文庫旧蔵、来歴志著録本、慶長十九年写本)、『正字通』(清刊本、紅葉山文庫旧蔵本)、『漢書』(明嘉靖刊本、紅葉山文庫旧蔵本)、『通雅』(覆清康熙、林家(大学頭)旧蔵本)、『古今韻会掌要』(元刊本、林羅山旧蔵本)以上、国立公文書館蔵本。『日本書紀』(刊年不明)とされるが、寛文九年刊本もしくはその後印刊本と思われるもの)、『先代旧事本紀』(寛永二十一年刊本)、『古事記』(寛永二十一年刊本)以上、国会図書館蔵本。『説文解字』『説文解字繫伝』『転注古音略』『集韻』『增韻』は『文淵閣四庫全書』(迪志文化出版・中文大學出版社、電子版)。『日本書紀私記』(『新訂増補国史大系卷八 日本書紀私記・积日本紀・日本逸史』(吉川弘文館、一九九九年)。京都大学文学部国語学国文学研究室『諸本集成僕名類聚抄』(臨川書店、一九六八年)。『古史通或問』(『新井白石全集三』国書刊行会、一九七七年)。
- (2) 『東雅』に言及するものは多いが、『東雅』を中心的に扱う研究は多くない。松村明・尾藤正英・加藤周一校注『新井白石』(岩波書店)、日本思想大系三十五、一九七五年)、杉本つとむ編著『東雅—影印・翻刻・解題・索引』(早稲田大学出版、一九九四年)、杉本つとむ『辞書・事典の研究』(八坂書房、杉本つとむ著作集六、一九九九年)の第六章「語源辞典『東雅』の研究」。高松正毅「『東雅』において新井白石が目指したもの—貞原益軒著『日本釈名』との比較を中心として—」(早稲田大学国文学会『国文学研究』一二三、一九九七年)。最近賀耀明「『東雅』と『万国全圖』—『東雅』オランダ関連記事「燕」をめぐつて—」(大東文化大学外国語学会『外国語学会誌』五〇、二〇二〇年)など、賀耀明の一連の論文では出典研究が進め

られている。

- (3) 「新井白石全集三」、三一八頁。
- (4) 杉本つとむ『辞書・事典の研究二』（八坂書房、杉本つとむ著作集六、一九九九年）の第六章「語源辞典『東雅』の研究」。
- (5) 白石が見た『日本紀私記』を書紀学的な意味で特定することは難しい。ただ現存する国史大系所収の主体となるものは、延宝六年に佐々宗淳が日野家所蔵本を伝写したものという水戸彰考館本であり、水戸藩との関係を考えれば、白石がこれを見ていた可能性がある。すなわち白石が見た本は現存本の主体であつた可能性がある。
- (6) 『新訂増補国史大系卷八 日本書紀私記・釈日本紀・日本逸史』では一一三頁。
- (7) 「和名抄」は、さまざまの文献からの引用文が大きな比重を占めるが、「東雅」ではそれらを孫引きするのではなく、「和名抄」が出現であると示したうえで、諸書からの引用文をその書名を含め記することは、他と異なる傾向といえる。これは「東雅」が『和名抄』自体を信頼しているためであろう。ただし「和名抄」所引の私記の説を、「和名抄」という書名を明示せずにただ「私記」の説として引用している箇所もある。
- (8) 『釈日本紀』卷第二十四、和歌二、応神天皇。
- (9) 『釈日本紀』卷第二十四、和歌二、崇神天皇、八年冬十二月乙卯。
- (10) 『釈日本紀』卷第二十三、和歌一、神武天皇、冬十月癸巳朔。
- (11) 『釈日本紀』卷第二十五、和歌三、仁德天皇、廿二年春正月。
- (12) 『釈日本紀』卷第二十七、和歌五、繼体天皇、七年九月。
- (13) 読んだことは示せないので適切とはいえない。
- (14) 松村明は『釈日本紀』を典拠としてあげるが、それのみだと「疾風」が速飄神のことであることはわかるが、「ハヤチ」とも「東雅」の立場が支配的であつたわけではない。しばらくのち、林笠翁『仙台間語』では「日本紀ノ今ノ訓点ヲ皆古來相伝也ト思フハ誤也。(中略)是後來文盲ノ博士等、忽忘ニ備ン為ナルヲ古來相伝ト思フハ誤也。」と、『日本書紀私記』や『釈日本紀』は信頼できないと否定している。
- (15) 『日本書紀』卷三神武天皇即位前紀戊午年九月戊辰日条。